

社会福祉法人 山形村社会福祉協議会  
**いきいきサロン事業実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅高齢者の小地域を単位とした交流やふれあいの場を設け、趣味・社会参加等の面から高齢者の生活の質をより高めることを目的に住民による自主的・自発的な仲間づくり活動、いきいきサロン事業の実施に関して必要な事項を定める。

(実施主体並びに運営主体)

第2条 このいきいきサロン事業(以下「サロン事業」という。)の実施主体は、社会福祉法人山形村社会福祉協議会とし、住民有志のサロン事業運営登録ボランティア(以下「サロン運営ボランティア」という。)をもって、その運営主体とする。

(事業運営登録)

第3条 このサロン事業の運営をしようとする者は、サロン設置/事業運営登録カード(様式第1号)に必要事項を記入の上、社会福祉協議会(以下「社協」という。)に提出し、事業運営登録をするものとする。

(参加対象)

第4条 このサロン事業には、誰もが参加できるものとし、参加の手続き等は不要とする。

2 サロン運営ボランティアはじめサロン参加者は、相互に連絡し合っ、前条により予め登録した対象地区内の在宅高齢者にサロン開催の日時等を周知するとともに、誰もが気軽に参加できるよう配慮する。

(運営計画)

第5条 このサロン事業の運営は、それぞれのサロンごと、サロン運営ボランティアをはじめサロン参加者相互の計画により行う。

(実績報告)

第6条 このサロン事業を行ったサロン運営ボランティアは、当該年度中に事業実績報告書(様式第2号)を社協会長宛に提出する。

(運営負担金)

第7条 社協会長は、サロン事業を行ったサロン運営ボランティアに対し、次の各号に掲げる運営負担金を予算の範囲内で支給する。

(1)サロン事業を1回開催するにつき1,000円を支給する。ただし、支給対象となるサロン事業は、1サロンにつき年度内12回を限度とする。

(2)前号に該当するサロン事業には、別途に湯茶代として、対象地区内の参加者のうち65歳以上の者1人あたり1回100円を加算し支給する。

(運営負担金の交付に関する事項)

第8条 前条に規定する運営負担金の交付を受けようとするサロン運営ボランティアは、第6条に規定する事業実績報告書の提出に際し、運営負担金交付申請書兼請求書(様式 第3号)により社協会長宛に申請及び請求する。

2 社協会長は、前項により運営負担金の請求があったサロン運営ボランティアに対し、負担金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めることその他必要事項については、社協会長において別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年10月1日より施行し、平成9年10月1日から適用する。